

に係る給与所得者異動届出書

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。

2 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。

3 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

5 ただし、特別徴収継続の場合を除きます（地方税法第百二十一條の五第二項ただし書後段、地方税法施行規則第九條の二十三）。

※ 決定・変更通知の発送は届出書を受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っておりません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。

※ 給与所得者（本人）の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。

3. 普通徴収の場合		※市区町村記入欄	現年度		新年度	
理由	右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		／ 令公 ／ 納税連絡 ／ 控送 ／ 先送（特・普）			

【提出・問合せ先】 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 総務部 課税課 03-5662-1008・1009